

特 記 事 項

物件の交渉申込みにあたり、下記事項を必ずご確認ください。

● 物件概要

- 本物件は、売買物件です。現状のまま引き渡しとなります。現地を確認の上、交渉を申込みください。
- 電気、水道、ガス等の設備は、物件使用当時のもので、経年劣化により使用が困難又は故障している場合もあります。
- 入居前、入居後に関わらず、建物の経年劣化（老朽化等）により生じた不具合、その他すべてに関する補修は、買主（入居者）の負担となりますので、内覧の際に現地で確認ください。また、売却金額に加え、契約に係る諸費用、租税公課、改修費用などを想定し、お申し込みください。
- 居宅内等の家財は現状渡しとなります。仏壇は売主（所有者）により片付け済です。家財については、写真掲載・内覧時の家財を保証するものではありません。また、引き渡し時に残存する家財については、ご利用いただくか、不要な場合は買主（入居者）処分してください。

● 規制区域

- 本物件は以下の規制区域にあります。
 - 【土砂災害情報マップ】
土砂災害警戒区域（急傾斜地の崩壊）
 - 【土砂災害危険地マップ】
該当なし

● 売買する土地の境界

- 敷地境界に杭は入っています。

● 空き家バンク利用促進補助金

- 和水町空き家バンクを利用して取得・賃借した物件の不要物の撤去や改修工事は、町の補助制度（不要物撤去：上限 20 万円、補助率 2/3、改修工事：上限 100 万円、補助率 2/3）が利用できます。補助制度は、同一物件につき 1 度のみ利用できます。詳細は、次のホームページをご確認ください。
「和水町移住定住支援サイト」
<https://iju.town.nagomi.lg.jp/kiji00377/index.html>

● 浄化槽の管理

○買主は浄化槽法に基づき、保守点検、清掃・汚泥の抜き取り、法定検査を実施する必要があります。

○現状設置されている浄化槽は、台所、風呂及びし尿を併せて浄化できる合併浄化槽です。

（問い合わせ先）和水町役場 建設課 ☎ 0968-86-5726

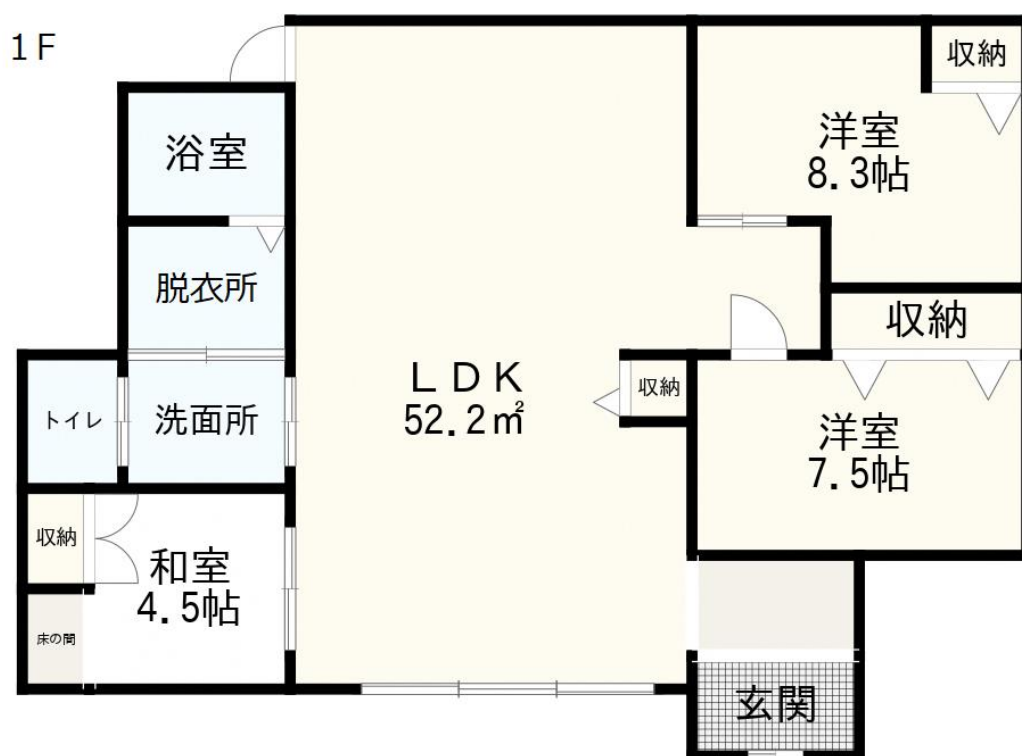
● 売買物件の内訳

○本物件の内訳は別紙「売買契約一覧」のとおりです。

● 「事故物件」（宅地建物取引業者による人の死の告知に関するガイドライン）に該当する事項の有無について

○本件については、所有者から「該当する事項ではない」との確認を得ています。

間取図



売買物件一覧

【建物】

No.	所在地	種類	構造	課税面積
1	久井原	専用住宅	H14 木造スレート葺平屋建	117.77 m ²

【土地】（宅地）

No.	所在地	台帳地目	課税地目	台帳面積	備考
1	久井原	宅地	宅地	436.77 m ²	